# 令和元年12月胎内市農業委員会

総会議事録

# 令和元年 12 月 25 日

決		裁	
局長	係 長	係	担当
	局 長		,

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

- 1 開催日時 令和元年12月25日(水)午後3時30分から午後4時10分
- 2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室
- 3 出席委員

農業委員(14人)

会 長: 1番: 花野 隆雄

委 員: 3番: 忠 貞夫 員: 4番: 榎本 太 委 員: 5番: 森田 謙 委 委 員: 6番: 田村 信秀 委 員: 7番: 南波 雅子 緒形 文一 委 員: 8番: 委 員: 9番: 馬場 勝 委 員:10番: 西奈美 公平 委 員:11番: 川上 勝之 委 員:12番: 松村 智 員:13番: 今井 輝子 委 委 員:14番: 阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員:中条:15番: 志村 政美 委員:中条:16番: 佐藤隆

委 員:乙 :17番: 小泉 正

委員:築地:19番: 白塚 幸二

委員:黒川:21番: 今井明 委員:黒川:22番: 小野金一

4 欠席委員(3人)

会長代理: 2番: 水澤 正明

委員: 乙:安城守英 委員: 築地: 小熊 威

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第5号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、係長:高橋知也、主事:飯沼健太

7 会議の概要

### 議長

ただ今から、令和元年12月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、 会議は成立いたしました。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9番馬場勝委員、10番西奈美公平委員のお二人にお願いいたします。

次に日程第2、諸般の報告をいたします。

事務局報告願います。

### 事務局

それでは、ご報告いたします。

皆様のお手元にお配りしましたのは、11月の総会以降の行事等の内容であります。 11月25日、総会終了後に意見書策定委員会及び研修委員会を開催し、委員の皆様 に審議していただきました。

11月27日、農業者年金加入推進セミナーが、翌28日に県選出国会議員要請及び全国農業委員会会長代表者集会が東京都のメルパルクホール及び参議院議員会館で開催され、会長が出席してございます。

11 月 27 日、新発田地域農業振興大会が聖籠町文化会館で開催され、農業委員 8 名、推進委員 7 名に参加していただきました。

12月3日、4日、女性農業委員等研修会が柏崎市のメトロポリタン松島で開催され、南波委員、今井委員が出席してございます。

12月6日、第2回チューリップフェスティバル実行委員会が市役所3階301会議室で開催され、会長が出席してございます。

同じく12月6日、農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、川上委員、 小熊委員に案件を審査していただきました。

12月10日、胎内市農業再生協議会幹事会が市役所2階大会議室で開催され、会長が出席してございます。

12月16日、新潟県農業会議第45回常設審議委員会が新潟東映ホテルで開催され、 会長が出席してございます。

12月18日、12月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様に 案件を審査していただきました。

事前審査会終了後、最適化推進活動報告会を開催し、各々の活動について報告いただきました。

12月19日、農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、阿部委員、志村委員に案件を審査していただきました。

12月23日、胎内市農業再生協議会総会が市役所2階大会議室で開催され、会長が 出席してございます。

以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。

### 議長

以上で諸般の報告を終わります。

次に日程第3、議事に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。

### 事務局

第1号議案をご説明いたします。

議案書1ページをお願いします。

第1号議案は、譲渡人からの要望による使用貸借が1件、売買が1件、贈与が1件 の計3件であります。

1番の案件は、親子間で築地地内の畑を10年間、使用貸借するものであります。

2番の案件は、譲渡人からの要望により、羽黒地内の田について売り渡しするもので、売買価格は総額○○円、10a当たり約○○円であります。

3番の案件は、親子間で築地地内の畑を贈与するものであります。

第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たして おります。

以上で説明を終わります。

### 議長

第1号議案の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

7番 それでは、ご報告いたします。

去る 12 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び 事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。

第1号議案は、譲渡人からの要望による使用貸借が1件、売買が1件、贈与が1件 の計3件であります。

詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

### 議長

ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員・挙手)

### 議長

賛成多数と認めます。

よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。

次に、第2号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

第2号議案をご説明いたします。

議案書1ページ下段をお願いします。

第2号議案は、新地目を原野とするものが1件であります。

この案件は、長年耕作されておらず、共有者2名で登記されており、相続にあたり申請地の登記地目が田であることが判明したものであります。

申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、原野化し農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。

2ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長

第2号議案の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

7番

それでは、ご報告いたします。

第2号議案の詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、原野化し農地に 復元することが著しく困難であることから「非農地」と認められ、事前審査会では 承認相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員 は、挙手願います。

(農業委員・挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第2号議案については、承認することに決定いたしました。

次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 この第3号議案は、所有権移転と利用権設定及び利用権移転がありますので、初め に所有権移転について審議いたします。

事務局説明願います。

事務局

第3号議案の所有権移転について、ご説明いたします。

議案書3ページをお願いします。

第3号議案の所有権移転は、売買が6件であります。

1番から3番までの案件は、譲渡人においては既に自作しておらず、ほ場整備事業を契機として所有地の整理をしたいとのことから、売り渡しを希望されたものであります。

譲受人は、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。

売買価格は、1番は総額 $\bigcirc$ 〇円、10a当たり約 $\bigcirc$ 〇円、2番は総額 $\bigcirc$ 〇円、10a当たり約 $\bigcirc$ 〇円、3番は総額 $\bigcirc$ 〇円、10a当たり $\bigcirc$ 〇円であります。

議案書4ページをお願いします。

4番から6番までの案件についても、譲渡人においては既に自作しておらず、ほ場整備事業を契機として所有地の整理をしたいとのことから、売り渡しを希望されたものであります。

4番から5番の譲受人は、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。

また6番の譲受人は、耕作面積及び経営状況等も問題がなく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。

売買価格は、4番は総額 $\bigcirc$ 〇円、10a 当たり $\bigcirc$ 〇円、5番は総額 $\bigcirc$ 〇円、10a 当たり $\bigcirc$ 〇円、6番は総額 $\bigcirc$ 〇円、10a 当たり約 $\bigcirc$ 〇円であります。

第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 第3号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、11番川上勝之あっせん審 査委員長から報告をお願いします。

11番 第3号議案の所有権移転の1番から6番についてご報告いたします。

去る12月6日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。

売り手は全て既に自作しておらず、利用権や受委託契約により賃貸借をしておりました。この度のほ場整備事業を機に売買の申し入れがありました。

買い手は1番から5番の案件については、認定農業者でもあり、近郊農地を広く耕作しております。もともとの耕作者でもあることから効率的であります。6番においても現在の耕作者で、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。

売買価格については売り手、買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。

議長 続きまして、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、7番南波雅子事前 審査委員長から報告をお願いします。

7番 それでは、ご報告いたします。

第3号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせ

- 5 -

ん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当で あると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並び に事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等 ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員: 举手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第3号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。次に、第3号議案の利用権設定を議題といたします。

第3号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。

事務局説明願います。

事務局

第3号議案の利用権設定の1番から72番について、ご説明いたします。

議案書4ページをお願いします。

第4号議案は、中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが10件、賃借権を新規に設定するものが44件、使用貸借を再設定するものが1件、賃借権を再設定するものが17件の、計72件であります。

1番は労力不足により、中間管理機構へ15年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、17,200円であります。

議案書5ページをお願いします。

2番は労力不足、3番から7番は法人設立のため、中間管理機構へ10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円から20,000円であります。

議案書6ページをお願いします。

8番は法人設立、9番から 10番は労力不足のため、中間管理機構へ5年間から 15年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は 12,000円から 17,200円であります。

11 番から 13 番は、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 17,200 円から 23,000 円であります。

議案書7ページをお願いします。

14番から15番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から17,200円であります。

16番から19番は、法人設立により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円であります。

議案書8ページをお願いします。

20番から25番は、法人設立により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円であります。

議案書9ページをお願いします。

26 番から 31 番は、法人設立により認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 23,000 円であります。

議案書 10ページをお願いします。

32 番から 37 番は、法人設立により認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 23,000 円であります。

議案書 11 ページをお願いします。

38 番から 43 番は、法人設立により認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 23,000 円であります。

議案書12ページをお願いします。

44 番から 48 番は、法人設立により認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 17,200 円から 23,000 円であります。

49番は、労力不足により農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は12,000円であります。

議案書 13 ページをお願いします。

50番から54番は、労力不足により認定農業者等に5年間から9年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から12,000円、又はコシヒカリ30kgから90kgであります。

55番は、労力不足により認定農業者に10年間の使用貸借を再設定するものであります

議案書 14 ページをお願いします。

56 番から 61 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間から 9 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、23,000 円から 25,300 円であります。

議案書 15ページをお願いします。

62 番から 67 番は、労力不足により認定農業者に 6 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、17,200 円から 23,000 円であります。

議案書 16ページをお願いします。

68 番から 72 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、 $10 \, a$  当たりの賃貸料は、コシヒカリ  $30 \, kg$  から  $90 \, kg$  であります。

第3号議案の利用権設定の1番から72番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第3号議案の利用権設定の1番から72番の事前審査結果について、7番南波雅子 事前審査委員長から報告をお願いします。 7番

それでは、ご報告いたします。

第3号議案の利用権設定の1番から72番は、中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが10件、賃借権を新規に設定するものが44件、使用貸借を再設定するものが1件、賃借権を再設定するものが17件の、計72件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第3号議案の利用権設定の1番から72番について、事務局及び事前審査 委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありました らお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案の利用権設定の1番から72番について、事前審査委員長報告のとおり 承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員: 挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第3号議案の利用権設定の1番から72番は、承認することに決定いたしました。

次に、第3号議案の利用権設定の73番について審議いたします。

なお、○○番○○委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。

(議事参与委員・退室)

議長

それでは、事務局説明願います。

事務局

第3号議案の利用権設定の73番をご説明いたします。

この案件は、労力不足により認定農業者に5年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリ87 kgであります。

第3号議案の利用権設定の73番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第3号議案の利用権設定の73番の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査 委員長から報告をお願いします。 7番 それでは、ご報告いたします。

第3号議案の利用権設定の73番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。

詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第3号議案の利用権設定の73番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案の利用権設定の73番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員: 举手)

議長 賛成多数と認めます。

それでは、ここで○○委員に入室していただきます。

(議事参与委員・入室)

議長 第3号議案の利用権設定の73番については、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定の74番について審議いたします。

なお、○○番○○委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。

(議事参与委員・退室)

議長
それでは、事務局説明願います。

事務局 第3号議案の利用権設定の74番をご説明いたします。

議案書 17ページをお願いします。

この案件は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、7,000円であります。

第3号議案の利用権設定の74番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第3号議案の利用権設定の74番の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査 委員長から報告をお願いします。

7番

それでは、ご報告いたします。

第3号議案の利用権設定の74番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。

詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第3号議案の利用権設定の74番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案の利用権設定の74番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員: 挙手)

議長

賛成多数と認めます。

それでは、ここで○○委員に入室していただきます。

(議事参与委員・入室)

議長

第3号議案の利用権設定の74番については、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権移転について審議いたします。

それでは、事務局説明願います。

事務局

第3号議案の利用権移転をご説明いたします。

この案件は、平成30年に土地所有者と利用権を設定していた農地について、これまで借り受けていた方が、耕作不便の理由により譲受人へ利用権を移転するもので、残りの期間をこれまでの契約内容で引き継ぐものであります。

第 3 号議案の利用権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第3号議案の利用権移転の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長か

ら報告をお願いします。

7番 それでは、ご報告いたします。

第3号議案の利用権移転は、耕作不便により賃借権を譲受人へ移転するものであります。

詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第3号議案の利用権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明 並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案の利用権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに 賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員: 挙手)

議長 賛成多数と認めます。

第3号議案の利用権移転については、承認することに決定いたしました。

次に、第4号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局 第4号議案をご説明いたします。

議案書18ページをお願いします。第4号議案は1件であります。

1番の案件は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された、羽黒地内の農地1筆、53㎡です。現況はいずれも原野化しており農地への復元は困難であると考えられ、農地法の対象となる農地ではないものと思われます。

第4号議案につきましては、いずれの案件も農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。

18ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。以上で説明を終わります。

議長 第4号議案の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願 いします。

7番 それでは、ご報告いたします。

第4号議案の「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、当案件は原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告が ありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第4号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員: 挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第4号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。

次に、第5号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題 といたします。

事務局説明願います。

事務局 第5号議案について、ご説明いたします。

議案書19ページをお願いします。第5号議案は1件であります。

1番の案件は、令和2年度着工予定の県営経営体育成基盤整備事業、夏井坪穴川合地区の対象地とするため、35名120筆を農用地区域に編入するものであります。

申請地は、基盤整備事業の対象地として区画の拡大や農道の拡幅、用排水の整備等が行われることで、農作業の効率化、担い手への集積・集約化が図られることが考えられます。

25ページから27ページに案内図をお示ししてございます。右側が位置図、左側がその詳細図となっておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長 第5号議案の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

7番 それでは、ご報告いたします。

第 5 号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、1 件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、基盤整備事業により農作業の効率

化、担い手への農地の集積・集約化が図られるため、事前審査会では特に支障はない と判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしました。

本総会でのご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

4番 この件ですが、令和 2 年度着工予定とありますが、計画では何年で終了の予定と なっているでしょうか。見通しが分かれば教えてもらいたい。

事務局 県からの計画予定は農林水産課にあります。

4番 今、分からなければ次回でも良い。

事務局 次回報告させていただきます。

議長 緒形委員の方では何か把握していますか。

8番 県からいろいろ話が来ている。今まで 1 期で行くという話であったが、県の予算 もひっ迫しているため 2 期工事となり、1 年ほど遅れるとのことで話が進んでいる。

4番 着工が1年遅れるのか。

8番 そういうことです。

4番 分かりました、これで結構です。

議長 その他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第5号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、 賛成の委員は挙手願います。

(農業委員: 举手)

議長 賛成多数と認めます。

よって、第5号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和元年12月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。 令和元年 12月25日

議	長			
9	番			
10	釆			